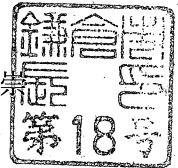


鎌倉市告示第 85 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり
公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年(2024 年) 5 月 17 日

鎌倉市長 松尾



- 1 指定公金事務取扱者の所在地及び名称
東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 委託する事務の種類
コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る手数料徴収及び収納事務
- 3 委託する期間
令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日から令和 7 年(2025 年) 3 月 31 日まで